令和８年 11 月 20 日現在

益田市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）募集要項について

１．趣旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全育成を図るものである。

２．益田市放課後児童クラブ一覧

名　　称	小学校区	場　　所	定員（※）
めだか第１	益　田	島田家	40 名
めだか第２			40 名
トマト第１	吉　田	吉田小学校隣接専用施設	40 名
トマト第２		吉田小学校隣接専用施設	40 名
トマト第３		吉田小学校敷地内専用施設	25 名
トマト第４		吉田小学校	32 名
あっとほ～むチャイルド		あけぼの西町テナント	40 名
いちご第１	高　津	高津小学校	40 名
いちご第２		高津小学校	40 名
どんぐり	吉田南	吉田南小学校	40 名
さくら	安　田	安田小学校	39 名
鎌手	鎌　手	下の中集会所	30 名
つくしんぼ	豊　川	豊川公民館	40 名
わくわく第１	西益田	西益田小学校	30 名
わくわく第２		西益田小ボランティアハウス	26 名
いきいき	中西・桂平	旧中西駐在所	22 名
東仙道	東仙道	教職員住宅	20 名

※場所、定員については、変更となる場合があります。

３．開設時間、開設期間等

開設期間	開設時間
平　　日	放課後から午後６時まで
土　曜　日	午前７時 30 分から午後６時まで
長期休業日（春・夏・冬休み）及び代休日	午前７時 30 分から午後６時まで
延　長　利　用	午後６時から午後６時３０分まで
再延長利用　※設定されているクラブのみ	午後６時３０分から午後７時まで
閉設期間	・日曜、祝日、８月１４日～８月１６日、１２月３０日～１月３日

※開設期間等はクラブによって異なる場合があります。

４．利用者負担金（利用料）

①基本負担金

毎月定額でお支払いいただく負担金です。

負担金種別	１人目負担金額	２人目以降負担金額
小学１年生～小学３年生	6,500 円/月	5,000 円/月
小学４年生～小学６年生	7,500 円/月	6,000 円/月
※生活保護世帯	全額免除	
※準要保護世帯	4,000 円/月減額	

※免除・減額に該当する場合は、「基本負担金減免申請書」をご提出ください。

②加算負担金

利用回数に応じてお支払いいただく負担金です。

負担金種別	負担金額	
土曜日利用負担金	300 円/回	
長期休業日等利用負担金	300 円/回	※上限 3,000 円/月
延長利用負担金	300 円/回	※上限 3,000 円/月
再延長利用負担金	300 円/回	

③その他

負担金種別	負担金額
活動費（教材費、おやつ代等）	約 1,500 円/月 ※クラブによって異なります。
スポーツ安全保険（全員加入）	８００円/年（令和８年度掛金）

５．入会申込について

令和８年度から申請者が窓口に行けなくても入会申込ができるよう、オンラインでの申請受付を開始しています。申込フォーム等詳細については下記 QR コードや市ホームページ等でご確認ください。

受付期間：令和８年 12 月１日（火）～12 月 28 日（月）

新規申込：市子ども福祉課または美都地域総務課での手続き、オンライン

継続申込：在籍されている児童クラブへ必要書類を提出またはオンライン

注　　意：①申込の際は、同意書の内容をよく確認してください。

②定員を超える場合は、低学年児童（1 年生から３年生）を優先します。

③入会の可否は、令和９年１月下旬頃に通知等でお知らせします。

④入会ができない場合は、待機児童として登録され、定員に空きが出た際。判定により優先順位の高い待機児童より連絡をします。

⑤特別な配慮を必要とする可能性がある際は、面談を行う場合がありますのでご協力いただきますようお願いいたします。

オンライン申請 QR コード